

GIFU

HÖZEN

岐阜県環境保全協会報

1997／第32号

平成9年7月25日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



甘い香りが夏を包むラベンダー

(大野郡清見村・清見ラベンダー公園)

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目

次

あいさつ 理事長就任あいさつ……(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 小瀬洋喜 …… 1

特 集	岐阜県産業環境保全協会第16回通常総会	2
	岐阜県産業環境保全協会新執行体制の紹介	6
	岐阜県産業環境保全協会委員会委員の紹介	7
	岐阜県産業環境保全協会平成9年度の事業方針・事業計画	8

特 集 就任ごあいさつ

岐阜県衛生環境部環境局長 川瀬雅信 …… 10
岐阜県衛生環境部廃棄物対策課長 小野崎弘樹 …… 11
岐阜市生活環境部長 小椋卓 …… 12
岐阜市生活環境部次長兼環境総務課長 後藤豊重 …… 13

特 集	わがまちの産業廃棄物問題と対策	14
	揖斐郡大野町長 杉山茂 …… 15	

特 集 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課 …… 16

「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」を制定

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課 …… 20

I S O 14001について

岐阜県衛生環境部環境管理課 …… 22

協会だより 第一回広報編集委員会、第一回理事会、委員会 …… 24

協会だより 全産廃連会長の表彰、インダスト(INDUST)購読 …… 25

トピックス 県環境づくり県民会議推進大会、情報誌「地球環境村ぎふ」、新入会員の紹介 …… 26

編集後記 …… 27

表紙写真 ラベンダー

シソ科の常緑小低木で、地中海沿岸が原産地。可憐な姿、淡い紫色の花のラベンダーは、今人気の高いハーブの一種。飛騒せせらぎ街道（郡上八幡から清見村三日町の約73kmを結ぶ）のほとり、清見村三日町の清見ラベンダー公園では、あたりにたちこめるラベンダーの甘い香りが、夏を包んでいます。

(写真提供・大野郡清見村役場企画振興課)



理事長就任あいさつ

理事長 小瀬 洋喜

このたび、第16回通常総会におきまして引き続き理事長にご推挙いただき、その大役をお引き受け致すことになりました。

振り返りますと、初代理事長梶原拓岐阜県知事の後任として理事長の大役を仰せつかり、その責任の重大さを痛感しながら、2期4年間会員皆様のご支援ご協力のもとに及ばずながら協会の目的達成のため努力して参りました。

第16回通常総会は当協会にとって、平成元年4月の協会設立総会以来の記念すべき総会で有ったと思います。昨年第14回総会では当協会ですすめて参りました公共関与による終末処理場建設が財地球環境村ぎふの発足をみたことにより県市町村の退会という方向を出しました。それに伴う問題を解決し当協会の在り方について検討するため検討委員会を設け当協会の在るべき姿を求めて参りましたが、協会は「産業廃棄物業界主体の団体として組織を改めることが今後の姿である。」との方向とコンセンサスを得ました。これに基づき、この総会において定款を改正しました。

まず、名称を新たに「産業環境保全協会」に改め環境保全という広い概念から産業環境という当協会の対象とするものを明確にしました。特別会員の種別から県、岐阜市、市長会、及び町村長会の行政関係者を除き業界主体の協会と致しました。また、これを契機に産業廃棄物の排出事業者の方々で、当協会の目的に賛同して入会していただける個人又は法人についても広く正会員として当協会の運営に参画して頂ける等の改正を致しました。

た。当協会の事業のうち「会員の委託を受けて行う共同産業廃棄物処理施設の設置等」の事業は現状では新たに処理施設等を設置することは非常に難しい状況から、これを「財地球環境村ぎふ」などによる「共同産業廃棄物処理施設の設置等の推進」に協力していくことに変更することと致しました。また、これに伴いまして「基金の設置運営に関する事業」を削除し、岐阜県産業廃棄物対策基金を「財地球環境村ぎふ」に移管することと致しました。

設立以来永い間、県、市町村の方々に特別会員としてご参加いただきご指導ご協力を賜り、協会を今日の姿まで育成して頂きましたことに厚く御札を申し上げます。これからは、広く産業廃棄物関係の許可業者、排出事業者のご賛同を得ながら、協会組織の拡充、発展をはかって行きたいと思いますので、引き続き行政のお立場からの確なご指導を賜りますようお願い致します。

去る6月22日に御嵩町で行われた全国初の住民投票結果は大変厳しいものであり、こうしたとりわけ厳しい問題を持つ産業廃棄物対策についての当協会の使命を考え、その責任の重大さを痛感している次第でございます。名実ともに岐阜県の産業を支える「産業環境保全協会」理事長の3期目にあたり現下の重要な環境保全問題につき会員ともども頑張って行きたいと思います。会員皆様の一層のご支援、ご協力を願い申し上げて挨拶と致します。

第16回通常総会を開催 定款一部改正・名称変更・基金の移管決定



第16回通常総会

第16回通常総会が去る6月20日午後2時から大垣市内「ソフトビアジャパンセンター」で多数のご来賓ご臨席のもとに盛大に開催されました。

この総会ではかねてから当協会の在り方について検討がなされ、当協会は「産業廃棄物業界主体の団体として組織を改めるべきである。」との方向を得て定款の改正、産業廃棄物対策基金の地球環境村ぎふへの移管、会費規程の改正等重要な議案が審議され、いづれの議案も原案通り可決決定されました。

総会では小瀬理事長が、次のとおりご挨拶を申し上げました。

理事長あいさつ

本日、ここに第16回通常総会を開催いたしましたところ、公務ご多忙のなか岐阜県知事様、岐阜県議会議長様をはじめ多くのご来賓のご臨席と、会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは誠にありがたく、厚く御礼申しあげます。

今や環境問題は、地球温暖化、酸性雨、オゾン層破壊等地球的規模で考えなければならない時代にきており、世界各国の取組みも高まり、国民の認識も深まってきております。本協会が事業とする産業廃棄物処理につきましては、処理施設確保難の状況にあって処理施設の不足、不心得な業者等による廃棄物の不法投棄等の不適正処理の発生をみるとなど産業廃棄物を取り巻く状況はきわめて深刻であり、経済の生産体勢をゆるがしかねるものとなっております。

県当局におかれましては、こうした問題に対処するため、平成8年11月に岐阜県産業廃棄物問題検討委員会を設置され、各界有識者を交えて総合的な廃棄物問題について検討がなされているところであります。また、平成9年度から廃棄物対策行政を強化、推進するため環境局が新設される等、廃棄物対策、リサイクル、環境保全等の課題に対応するための施策が推進されております。

さらに、岐阜県地球環境村推進構想の推進母体として昨年発足しました「財団法人地球環境村ぎふ」の事業も着実に推進され、産業廃棄物処理施策が新たな段階へと大きく進展しておりますことは誠に喜ばしいかぎりでございます。

国におかれでは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正案が3月28日閣議決定され、4月21日には参議院本会議で可決のうえ、去る6月10日衆議院本会議において可決成立し6月18日公布されました。平成3年以来6年振りの大改正で公布の日から一部半年以内に施行されることとなりま

した。この改正法律では、マニフェストの全面適用、罰金額の大幅引き上げ、産廃処理施設の設置申請にあって処理業者の生活環境影響調査の結果を添付すること、都道府県知事は申請書、生活環境影響調査書を告示、縦覧すること、関係市町村長から意見を聞くこと等々が示されております。この法改正により廃棄物処理問題が大きく前進することと期待するものであります。

こうしたなかで皆様ご案内のとおり、御嵩町における産業廃棄物処分場の建設に対する住民の反対運動は激しさを増し、建設の賛否を問う全国初の住民投票が県民はもとより、全国注視のなかで明後日には行なわれようとしております。

我が協会におきましては、かねてより産業廃棄物処分場の設置困難な状況に対処するため、公共関与の方向を進めて参りましたが、昨春財団法人地球環境村ぎふの発足をみることができました。そこで新しい時代に向けて当協会の果たすべき役割、今後の在り方についてどう在るべきかにつき、県・市町村を始め関係各位のご指導のもと鋭意検討して参りました。そして当協会は「産業廃棄物業界主体の団体として新しく組織を改めることが今後の在るべき姿である」との方向を得ましたので、前回の第15回通常総会におきまして、次回総会を目指に新しい組織として発足出来ますよう検討をとご挨拶申し上げました。

本日の総会は、平成8年度の事業報告、一般会計決算及び岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算とともに、重要議案と致しまして「社団法人岐阜県環境保全協会定款の一部改正について」お諮り致します。これは関係各位のご検討によりまして当協会の在るべき新しい組織につき、去る5月27日の理事会でご審議いただき全員のご賛同を得ましたものを提案致すものであります。

また、定款一部改正に関連し岐阜県産業廃棄物対策基金の財団法人地球環境村ぎふへの移管、会費規程の一部改正のご審議をお願い致すものであります。さらに、前総会でお願い申し上げましたよ

うに、新しい組織への移行に伴う、事業計画、予算等として平成9年度事業計画の変更、これに基づく平成9年度一般会計補正予算及び平成9年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計補正予算を提案しております。いづれも大変重要な議案でございます。会員の皆様の格別なご理解とご協力のもとにご審議下さいますようよろしくお願ひ申し上げます。

また、役員の任期が本総会を以て満了致しますので役員の改選につきましてもご審議ご選出賜りますようお願い申し上げます。

本日ご多忙の中ご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、本協会に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

ついで、本間衛生環境部長、早田県議会厚生委員長、森本県警本部生活保安課長、鈴木全国産業廃棄物連合会会长様からお祝辞をいただきました。

議事は、小瀬理事長を議長として平成8年度の事業報告、決算報告等次の議案が慎重に審議されいずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成8年度事業報告について

第2号議案 平成8年度一般会計決算報告について

第3号議案 平成8年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算報告について

第4号議案 (社)岐阜県環境保全協会定款の一部改正について

第5号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金の移管について

第6号議案 (社)岐阜県環境保全協会会費規程の一部改正について

第7号議案 平成9年度事業計画の変更について

第8号議案 平成9年度一般会計補正予算について

第9号議案 平成9年度岐阜県産業廃棄物対策

特集

基金特別会計補正予算について
第10号議案 役員の改選について
なお、第4号議案~~社~~岐阜県環境保全協会定款の

一部改正、第5号議案岐阜県産業廃棄物対策基金の移管、第6号議案会費規程の一部改正については次のとおりです。

定款の一部改正

【現 行】

第一章 総 則

- (名称)
第1条 この法人は、社団法人岐阜県環境保全協会という。
(事業)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) (省略)
(2) (省略)
(3) (省略)
(4) 会員の委託を受けて行う共同産業廃棄物処理施設の設置等
(5) 基金の設置及び運営に関する事業
(6) (省略)
(7) (省略)
(8) (省略)
(9) (省略)

第二章 会 員

- (種別)
第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。
(1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、岐阜県知事又は岐阜市長の許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理又は再生利用を行う者及び自ら産業廃棄物の最終処分を行なっている事業者でこの法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
(2) 賛助会員 産業廃棄物の排出事業者等であって、この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
(3) 特別会員 ア 岐阜県
イ 岐阜市
ウ 岐阜県市長会
エ 岐阜県町村長会
オ 学識経験者又はこの法人に功労があつた者で、総会において推薦されたもの

第三章 役 員 等

- (種別及び選任)
第11条
(1) (省略)
(2) (省略)
(3) (省略)
(4) (省略)
(5) 理事（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)
25人以上30人以内
(6) (省略)
2 (省略)
3 (省略)
4 (省略)
(事業計画及び予算)
第32条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎

【改 正】

第一章 総 則

- (名称)
第1条 この法人は、社団法人岐阜県産業環境保全協会という。
(事業)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) (省略)
(2) (省略)
(3) (省略)
(4) 共同産業廃棄物処理施設の設置等の推進
(5) (削除)
(6) (省略)
(7) (省略)
(8) (省略)

第二章 会 員

- (種別)
第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。
(1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、岐阜県知事又は岐阜市長の許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理又は再生利用を行う者及び産業廃棄物の排出事業者でこの法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
(3) 特別会員 ア (削除)
イ (削除)
ウ (削除)
エ (削除)
オ 学識経験者又はこの法人に功労があつた者で、総会において推薦されたもの

第三章 役 員 等

- (種別及び選任)
第11条
(1) (省略)
(2) (省略)
(3) (省略)
(4) (省略)
(5) 理事（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)
20人以上25人以内
(6) (省略)
2 (省略)
3 (省略)
4 (省略)
(事業計画及び予算)
第32条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎

会計年度開始前に、総会の議決により定め、かつ、岐阜県知事の承認を受けなければならない。
これを変更する場合も、同様とする。

第九章 補 則

附 則

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 (省略)
- 5 (省略)
- 6 (省略)
- 7 (省略)
- 8 (省略)

会計年度開始前に、総会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第九章 補 則

附 則

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 (省略)
- 5 (省略)
- 6 (省略)
- 7 (省略)
- 8 (省略)

この条文の一部改正は、許可のあった日（平成9年7月
日）から施行する。

岐阜県産業廃棄物対策の基金の移管

定款の一部改正により、(事業)第4条「(5)基金の設置及び運営に関する事業」が削除されたため、平成2年度から造成、管理をしてきた岐阜県産業廃棄物対策基金の原資、果実等の総額、711,402千円をこれと目的を同じくする「財地球環境村ぎふ」に移管することについて審議され、

会費規程の一部改正

【現 行】

第1条 この規程は、社団法人岐阜県環境保全協会の会費の徵収等に関して、定款その他特別の定めのあるものほか必要な事項を定めることを目的とする。

第4条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 会費は月額とし、次ぎの表の左欄の区分に従い、右欄の金額とする。ただし、産業廃棄物処理業者の会費については、岐阜県及び岐阜市における許可の種類ごとに加算した金額とする。

区 分		金 額
産業廃棄物 処 理 業	収集運搬の許可	月額 10,000円
	中間処理の許可	月額 20,000円
	最終処分の許可	月額 30,000円
自社最終処分事業者		月額 10,000円
再生利用指定業者		月額 10,000円

(2) 貢助会員 会費は年額30,000円とする。

特別議決（4分3以上）で可決決定された。基金の移管時期については、「財地球環境村ぎふ」における受け入れ関係の整備が確認出来た時点で移管。今後は、当該財團内に設置される「基金運営会議」に当協会から、提出金の割合に応じた数の理事が委員として参加し、基金の目的に沿って適正かつ効率的な運営に努めていく。

【改 正】

第1条 この規程は、社団法人岐阜県産業環境保全協会の会費の徵収等に関して、定款その他特別の定めのあるものほか必要な事項を定めることを目的とする。

第4条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 会費は月額とし、次ぎの表の左欄の区分に従い、右欄の金額とする。ただし、産業廃棄物処理業者の会費については、岐阜県及び岐阜市における許可の種類ごとに加算した金額とする。

区 分		金 額
産業廃棄物 処 理 業	収集運搬の許可	月額 10,000円
	中間処理の許可	月額 10,000円
	最終処分の許可	月額 10,000円
排出事業者		月額 10,000円
再生利用指定業者		月額 10,000円

(2) 貢助会員会費は年額30,000円とする。

附 則

この一部改正は、平成9年6月20日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

協会の新執行体制

第16回通常総会において、今後業務執行にあたる役員が選任され、また、第2回理事会で各委員会委員が承認され、それぞれの委員会において委員長・副委員長が選任されました。役員、委員会委員の構成は次のとおりです。

役 員

役職名	氏名	会員区分	備考
理事長	小瀬洋喜	特別	大垣女子短期大学学長
副理事長	清水正靖	正	岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長／寿和工業(株) 代表取締役会長
	後藤利夫	賛助	岐阜県家庭紙工業組合理事長／株後藤鉄工所 代表取締役
専務理事	林杉雄	特別	(社)岐阜県産業環境保全協会
理事	石丸継治	賛助	岐阜県メック工業組合理事長／東明ライトメタル(株) 代表取締役
	市川治徳	正	(株)市川工務店 代表取締役社長
	大塚忠勝	正	名古屋バルブ(株) 常務取締役
	大場猪三美	賛助	西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会長／二村化学工業(株) 大垣工場長
	粥川長司	正	(株)粥川商店 代表取締役
	木村虎男	正	(株)研木村 代表取締役
	近藤喜登	正	(株)春田ケミカル 代表取締役
	清水道雄	正	笠置産業(株) 代表取締役
	菅瀬勝	賛助	可茂地域産業廃棄物処理推進協議会長／富士電機冷機製造(株) 代表取締役社長
	鈴村兼利	正	平成舗道(有) 代表取締役
	高井信夫	正	タカイ商事(株) 代表取締役
	田中一郎	正	日本環境(株) 代表取締役会長
	棚瀬克巳	賛助	岐阜県公害防止協会事務局長
	野々村清	正	(株)野々村商店 代表取締役
	野村清晴	正	フジムラサービス(株) 代表取締役
監事	堀江尚男	賛助	岐阜市産業廃棄物処理推進協議会長／(株)岡本 常務取締役
	三浦茂	正	(㈲)三浦産業 代表取締役
	水谷重雄	正	日興土木(株) 代表取締役
	山村けい	正	山村碎石(株) 取締役
監事	白井清三	正	日本ウエストン(株) 代表取締役
	佐藤敏一	賛助	羽島地域産業廃棄物処理推進協議会長／(株)ハイボーン 工場長

特集

委員会委員 (○印 委員長・○印 副委員長)

委員会	氏名 (50音順)	備考
総務委員会 (9名)	井上 孝	賛助会員・恵那地域産業廃棄物処理推進協議会長・リコーエレックス㈱ 恵那事業所
	大塚 忠勝	正会員・理事・名古屋バルブ(株) 常務取締役
	大場猪三美	賛助会員・理事・西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会長・二村化学工業㈱ 大垣工場長
	笠井 清隆	正会員・(有)笠井組 代表取締役
	川添 正雄	正会員・東海公営事業㈱ 代表取締役
	◎清水 道雄	正会員・理事・笠置産業㈱ 代表取締役
	○鈴村 兼利	正会員・理事・平成舗道(有) 代表取締役
	高井 信夫	正会員・理事・タカイ商事㈱ 代表取締役
	○三浦 茂	正会員・理事・(有)三浦産業 代表取締役
研修指導委員会 (8名)	○白井 清三	正会員・監事・日本ウエストン(株) 代表取締役
	岡崎 朝子	正会員・(株)東海事業 代表取締役
	後藤 利夫	賛助会員・副理事長・岐阜県家庭紙工業組合理事長・株後藤鉄工所 代表取締役
	菅瀬 勝	賛助会員・理事・可茂地域産業廃棄物処理推進協議会長・富士電機冷機製造㈱ 代表取締役社長
	高木 明雄	賛助会員・揖斐本巣地域産業廃棄物処理推進協議会長・明治製葉㈱ 岐阜工場 工務環境課長
	丹羽恵三郎	正会員・(有)丹羽建材 代表取締役
	堀江 尚男	賛助会員・理事・岐阜市産業廃棄物処理推進協議会長・(株)岡本 常務取締役
広報編集委員会 (7名)	○水谷 重雄	正会員・理事・日興土木(株) 代表取締役
	大藤 正幸	正会員・(株)美濃加茂浄化槽 代表取締役
	加藤 宏	正会員・青協建設(株) 代表取締役
	川合 清和	正会員・(株)カワイ工業 代表取締役
	中尾 勝	正会員・伊勢湾防災(株) 総務部事業開発室担当取締役
	野々村 清	正会員・理事・(株)野々村商店 代表取締役
	○野村 清晴	正会員・理事・フジムラサービス(株) 代表取締役
適正処理委員会 (9名)	○山村 けい	正会員・理事・山村碎石(株) 取締役
	○石丸 錠治	賛助会員・理事・岐阜県メキ工業組合理事長・東明ライトメタル(株) 代表取締役
	○市川 治徳	正会員・理事・(株)市川工務店 代表取締役社長
	粥川 長司	正会員・理事・(株)粥川商店 代表取締役
	木村 虎男	正会員・理事・(株)木村 代表取締役
	近藤 喜登	正会員・理事・(株)春田ケミカル 代表取締役
	佐藤 敏一	賛助会員・監事・羽島地域産業廃棄物処理推進協議会長・(株)ハイポーン 工場長
	○田中 一郎	正会員・理事・日本環境(株) 代表取締役会長
	野口 二郎	賛助会員・伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会長・川崎重工業(株) 岐阜工場総務部長
	林 久仁	正会員・(株)美濃環境保全社 代表取締役

平成 9 年度事業方針

廃棄物排出抑制と資源循環型社会構築のための啓発活動等を展開

今回の定款の一部改正にともない、さきの総会で決定された「平成 9 年度事業計画」を一部修正しました。以下今総会で決定された修正後の「平成 9 年度事業計画」を紹介します。

基本方針

近年、地球環境の保全等の観点から、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の見直しが求められ、次世代のため環境の保全や貴重な資源の節約を図り、将来にわたる持続的な発展を維持していくことが出来る社会へ構造転換が図られつつあります。

こうした状況の中で産業廃棄物の処理については、排出抑制を図るとともに、これを資源として有効に活用する循環型社会経済システムへの転換を図っていかなければなりません。国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正準備を進めており、またリサイクル関連法規が整備されその施行される時期を迎えるました。

このような資源循環型社会の構築のため、本県におきましては「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」を制定し、リサイクル製品の利用促進を県下一丸となって図られるとのことであります。

しかし、リサイクル・減量化を行って廃棄物を減少し、適正に処理するためには産業廃棄物の処理施設（最終処分場・中間処理施設）が確保されなくては健全な産業活動や良好な生活環境を維持

することは困難であります。これらの処理施設の建設に対する地域住民の理解が得られぬ状況をきたしておりますが、県におきましては、平成 7 年度末に「財團法人地球環境村ぎふ」が設立され、公共関与による産業廃棄物処理施設を整備していく計画が決定されております。「財團法人地球環境村ぎふ」が設立されたことにより当協会の使命の一端を果したとの認識にたち、今回定款の改正を行いました。この改正により組織を改め業界主体の団体として発足するにあたり、各事業計画を再検討し事業の目的の推進をはかることと致しました。

すなわち、産業廃棄物の適正処理・リサイクル利用等の事業を推進し、県民に対し、産業廃棄物処理に関する正しい知識と深い理解と協力が得られるよう、広報啓発活動を積極的に展開して参りたいと存じております。

また、当協会で造成、管理してきました産業廃棄物対策基金につきましては、財團法人地球環境村ぎふへ移管することとし、今後は財團法人地球環境村ぎふ内に設置されます基金運営会議に当協会の理事が委員として参加し、この基金の目的に沿って適正かつ効率的な運営に努めいくこととしています。

事業計画

① 組織強化事業

定款変更により会員構成を変更しましたが、この新しい会員構成のもとで、本協会の社会的地位の確立と発展を期するため、組織の拡大強化をはかります。

会員の見直しを行って正会員及び賛助会員の加入促進を展開して参ります。

② 産業廃棄物の適正処理、リサイクル利用等に関する事業

(1) 産業廃棄物の適正な処理、リサイクル等に関する事業として、調査研究、教育研修、相談事業、情報収集、印刷物の発行等に関する事業を展開して参ります。このため、各種研修会を開催して産業廃棄物の適正処理及びリサイクル利用に関する会員の知識修得の機会を設けます。

(2) 産業廃棄物に係る情報を捉えその伝達に努めます。とくに法律条例等の改正に関する伝達を行うとともに処理技術・処理施設の維持管理技術・処理施設・リサイクル利用技術の多様化、高度化に対応するために会員の要請に応じた専門研修会を開催し或いは紹介します。

(3) 会員の業務に関する許可更新にあたり、事前にお知らせし業務の円滑な遂行に資します。

(4) パトロール車等による自主巡回活動を実施します。

(5) 会報を定期的（年4回）に発行し、また、協会要覧（兼会員名簿）を作成し会員及び関

係機関に配布します。

(6) 全会員に対し、雑誌インダスト、及び産廃手帳（1998年版）を配布します。

③ 「財団法人地球環境村ぎふ」或いは会員の行う産業廃棄物処理施設の設置運営に協力します。

④ 基金造成への協力事業

「財団法人地球環境村ぎふ」に寄付する岐阜県産業廃棄物対策基金の円滑な運営に参画し当該基金の目的達成に協力します。

⑤ 協力交流事業

(1) 財団法人日本環境衛生センター、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、社団法人全国産業廃棄物連合会及びその下部団体並びに関連団体との交流をはかり相互理解と協力に努めます。

(2) マニフェストの頒布事業、厚生大臣認定各種講習会等の実施に協力します。

⑥ 啓発普及事業

(1) 県民に対し産業廃棄物の適正処理、リサイクル利用等に関する正しい知識と理解を深めるための啓発事業を実施します。

(2) 地球環境フェアの実施に協力します。

⑦ 表彰事業

通常総会の席上で優良会員等を表彰しその功績を顕彰します。

⑧ その他関連事業

その他必要と認めた事業について、理事会の議を経て実施します。

春の定期人事異動

県衛生環境部環境局長に川瀬雅信氏、廃棄物対策課長に小野崎弘樹氏が着任

岐阜市生活環境部長に小椋卓氏、生活環境部次長兼環境総務課長に後藤豊重氏着任

県衛生環境部は、この春の定期人事異動で、川瀬雅信氏が環境局長に、小野崎弘樹氏が廃棄物対策課長にそれぞれ着任されました。

また岐阜市は、生活環境部長に小椋卓氏が、生活環境部次長兼環境総務課長に後藤豊重氏が着任されました。

新任の4氏から「就任のごあいさつ」をいただきました。

なお、平成9年度の県下の産業廃棄物関係行政機関の陣容については、8月に発行予定の「協会要覧(平成9年度版)」への掲載をもって紹介にかえさせていただきます。

就任ごあいさつ



岐阜県衛生環境部環境局長

川瀬 雅信

このたびの異動で岐阜県衛生環境部環境局長を拝命し、過日着任いたしましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

平素は、県内の廃棄物処理行政の円滑な推進に深いご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

我が国は社会経済の発展に伴い、物質面では豊かな国となりましたが、その過程では大量生産・大量消費を基調とする経済社会や生活様式が定着し、使い捨て文化を生み出すこととなってしまいました。

その文化からは恒常に廃棄物が大量に排出され続けており、私達が現在の生活レベルを維持し、今後も豊かな生活を営むためには、廃棄物の存在

は無視することができなくなっています。

この廃棄物問題は、我が国のみならず地球環境の保全等の観点から見直しが求められており、将来の世代のために私達が預かっている環境の保全や貴重な資源の節約を図り、今後も廃棄物を資源として有効に活用する循環型社会システムへと大転換を図っていく必要があります。

しかし、やむを得ず最終処分等を行わざるを得ない廃棄物もあり、これらの廃棄物の適正処理を行っていくことは、避けて通ることのできない重要な問題であります。

今日、岐阜県においても、これら廃棄物問題が緊急の課題となっており、事業所、工場からの産業廃棄物は、その処理をめぐって様々な問題が提

起されております。

この問題を克服するためには、県民の事業者各々の理解により、ごみの減量化やリサイクル社会に向けた循環型社会の構築、最終処分場の確保が必要です。

今後とも会員の皆様方のご理解を得て、限りあるごみ資源の有効利用と廃棄物の適正処理、岐阜県の快適な環境づくりを目指していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご支援をお

願いします。

終わりに臨み、貴協会におかれましては、平成元年に設立以来、産業廃棄物の適正処理事業を推進され、又、「財團法人地球環境村ぎふ」の設立により一端の使命を果たされたこともあり、業界主体の団体として新しく組織を改められたのですが、今後とも、その活躍を期待するとともに会員皆様の益々のご発展、ご健勝を祈念いたしまして就任のご挨拶といたします。

就任ごあいさつ



岐阜県衛生環境部廃棄物対策課長
小野崎 弘樹

このたびの異動により、岐阜県衛生環境部廃棄物対策課長を拝命いたしましたので、本紙面をお借りし、一言ご挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より県内の産業廃棄物処理行政の円滑な推進に、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

最近の新聞、テレビ等のマスコミに、廃棄物問題が取り上げられない日は一日もないような状況となり、廃棄物問題への関心も非常に高まってきております。

このような中、廃棄物処理法が6月18日に改正公布され、産業廃棄物処理施設の設置手続の明確化、マニフェスト制度の拡充、罰則の強化等が講じられたところです。

岐阜県では、廃棄物対策の基本方針として、廃棄物対策五原則（安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結）を掲げ、廃棄物の適正処理の確保・推進に向けて積極的に事業の展開を図ることとしております。

このため、平成8年3月には財團法人地球環境

村ぎふを設立し、福祉、医療、文化、スポーツ等の施設を複合的、有機的に整備した「地球環境村」の建設に向けて取り組んでいるところであります。

また、県内の不適正処理に対処するため、本年1月には、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」を施行し、更に、リサイクル製品の利用促進を図ることによってリサイクル製品の利用拡大とリサイクル産業の育成を図ることを目的として、本年6月、「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」を施行し、この中でリサイクル製品認定制度を創設するなど、その事業の推進を図っているところでありますので、今後も、産業廃棄物の適正処理の推進・リサイクル・再資源化等の推進について一層のご理解とご支援をお願いします。

最後に、会員の皆様のご健勝、ご活躍と社団法人岐阜県産業環境保全協会のさらなる飛躍をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜市生活環境部長

小 榎 卓

本年4月1日付で岐阜市の生活環境部長を拝命いたしました小椋でございます。

日頃は、社団法人 岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、廃棄物行政に格別のご支援ご協力をいただきしております。厚くお礼申し上げます。

今や廃棄物問題は、地球規模での環境破壊の元凶のように扱われ、その深刻さは日増しに大きくなっています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式を見直し、環境の保全と資源の節約をしつつ循環型社会への転換を図っていかなければなりません。

貴協会におかれましても、産業廃棄物の適正な処理及びリサイクル利用等の事業に積極的に取り組んでおられますことに敬意を表するものであります。

岐阜市におきましても、廃棄物の適正処理による減量化と資源化、そして最終処分場の延命にもつながるようにと平成6年度から（仮称）東部クリーンセンターの建設にとりかかり、本年度中に完成する予定で工事を進めております。

このセンターは、地球にやさしい環境作りをモットーとして150t炉3基を設け1日当たり450tの焼却設備と5時間当たり60tの処理能力を持った粗大ごみ処理施設を併設して、ダイオキシン類を筆頭とする排出ガスの公害防止対策に万全を期すとともに、飛灰のセメント固化方式の導入によ

り、捕集灰の飛散防止、二次公害の防止に努め、余熱利用による発電設備も備えた施設でございます。

そしてこの完成に合わせて、来年度中には粗大ごみの収集体制もステーション方式から戸別収集に変更し、一般家庭から排出される粗大ごみの減量化を図り、プラザにおいて再利用可能な物の再生品展示を行い、再利用を促すとともに、ごみ問題を考えるコーナーも設けて、ごみ減量化、リサイクル化への市民意識の高揚に努める所存でございます。

「ごみ」を単なる「ごみ」としてではなく、「資源」としてとらえ徹底した分別により、将来的には従来のごみ処理概念から脱却して、現在研究実験のはじまっています RDF（ごみ固化燃料）や熱分解による溶融化システムを考慮に入れ、現在のダイオキシン問題や処分場問題の解消を図ってゆくべきと思慮しております。

以上、施策や考え方を披瀝しましたが、とりわけ事業者、市民そして行政が三位一体となった取り組みが重要な課題であると認識し、強力な広報啓発に努力してまいりたいと存じます。今後とも廃棄物行政の推進に格段の協力を申し上げますとともに、貴協会並びに会員皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜市生活環境部次長
兼環境総務課長

後 藤 豊 重

この度の異動により岐阜市生活環境部次長兼環境総務課長を拝命しました後藤でございます。

一言御挨拶申し上げます。

日頃は、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、環境行政に対しまして、格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

私は、今まで2年間環境一課長として一般廃棄物に携わってきましたが、今や環境問題は地球規模で論じられるようになって久しく、地球の温暖化、オゾン層の破壊、資源の枯渇化等に加えてダイオキシンの問題も大きくクローズアップされてまいり、廃棄物問題をとりまく状況は非常に厳しいものがございます。

社会経済の急速な発展の結果、市民の日常生活や、産業活動により発生する廃棄物は増大の一途で、質的にも多様化してまいり、それらの適正な処理のための処理施設や最終処分場の確保はもちろんのこと公害防止対策が最も緊急な課題となつてまいりました。

岐阜市におきましても、一般廃棄物最終処分場

の建設、衛生施設組合のごみ燃却場建設、そして（仮称）東部クリーンセンターの建設と大きな事業を進めてまいりましたが、何にもまして地域の住民の方々のご理解とご協力なくしては事業の進展はございません。

折しも、廃棄物処理法の改正がこの程行われ、産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理施設の信頼性・安全性の向上や産業廃棄物の不法投棄対策等が強化されまして処理業者、排出事業者の協力が重要なものとなってまいりました。

いずれにしましても、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を見直し、廃棄物の排出抑制と資源として活用する循環型社会への転換の必要性を痛切に感じております。

今後とも廃棄物行政の推進に、ご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、貴協会並びに会員各位のご発展とご活躍を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

可茂広域における一般廃棄物 処理場建設



美濃加茂市長
川合 良樹

可茂地域(美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡)は、名古屋市から30キロメートルから50キロメートルの圏内に在ります。こうしたことから平成7年国調人口は21万5千人で、昭和50年と比較し41%増と可児市を中心に人口が急増しており、商工業活動も活発化しています。

こうした状況から廃棄物処理は常に大きな課題となっており、2市9町村により「可茂衛生施設利用組合」を昭和38年に設立し、し尿処理、一般廃棄物、火葬場等の施設を順次整備し、現在に至っています。し尿処理施設、ごみ焼却施設、不燃物処理施設と最終処分場、火葬場などすべて美濃加茂市内に設置しました。

しかし、人口増加に伴い、一般廃棄物の増加と現有施設の老朽化から、粗大ごみの処理とリサイクルを含めた新施設を可児市塩河地内に建設中です。ここに至るまで十分時間をかけ、可児市長さんを中心に地域の皆様方と真剣な協議を続け、事業の重要性と安全性をご理解いただき、着工の運びとなったものであり、その相互の信頼関係は強く保たれています。

この新一般廃棄物処理施設「(仮称) 笹ゆりクリーンパーク」は、可児市塩河地内の山林約30haの中に中間処理施設としてのごみ焼却施設、不燃

物・粗大ごみ処理施設等のリサイクルプラザがあり、隣接して最終処分場が設置されます。

ごみ焼却施設では、24時間連続運転で1日80tの処理能力を有する焼却炉3基で焼却後、溶融炉2基で焼却灰、飛灰等を千3百度以上で全量溶融しスラグ化したものを最終処分場に埋立て及び再利用を図るものであります。

この溶融スラグについては、スラグの資源化を図るために、昨年12月に管内の関係者で「スラグ利用促進検討委員会」を設け、二次製品化などの再利用について研究開発を行っていきます。

リサイクルプラザでは、缶と瓶、その他の金物類とガラス類の受入れをする他、1日最大32tを破碎して粗大ごみの処理を行います。最終処分場は管理型で埋立て容量13万2千立米、浸出水については蒸発処理し施設外には放流しない排水クローズド方式を採用しています。ダイオキシンの排出量については、厚生省の最終目標である基準濃度0.1ナノグラムとする最新の施設計画で進めています。

また、周辺には、多くの緑地帯や自然と触れ合う散策路、ごみ問題、環境問題についての体験学習ができる施設も計画しております。

いづれにしましても、廃棄物処理施設は日常生活に必要不可欠なものであり、施設の建設問題については、その立地や安全性について、地域住民のコンセンサスを得なければ到底できないものとなっております。

今、県下市町村を5つの圏域とし、廃棄物問題研究会で下水道汚泥等の広域処理等が検討されておりますが、この問題も今建設中の施設とは別に今後解決しなければならない課題であります。

最後に、貴協会のご発展と協会員の皆様のご活躍を祈念申し上げます。

「しあわせ感じるロマンのまち
・大野」を基本理念に



揖斐郡大野町長
杉山 茂

岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、社会生活、特に経済活動に起因する排出の廃棄物処理業務に、格別のご支援、ご尽力をいただいておりますことに衷心よりお礼申し上げます。

廃棄物の処理処分は、今や社会問題として昭和40年代の公害対策以来の、地域問題と大きく各地で議論されています。

また、その対策の一つとして適地の処理処分地の確保とともに、経済発展優先の今日までのライフスタイルを根本的に見直す処理処分の発想の転換が求められています。

町の一般廃棄物対策は、町の第4次総合計画、「しあわせ感じるロマンのまち・大野」を基本理念に、快適で機能的なまちづくりに、生活環境の整備と保全に銳意努めています。

家庭からの排出量は、8年度4,860t、その処理処分は、廃棄物の収集をステーション方式による業務委託であります。

このステーション方式の分別収集には、町民皆様方の大変なご理解とご協力によりまして、資源活用に右記の表1のとおり実施しています。

当町でも、増え続けるごみ問題に対処するため、平成8年8月「大野町廃棄物減量等推進協議会」を設置しまして、その目的であります生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、町民、事業者並びに町が一体となって、資源の有効利用や、廃棄物の減量化に取り組んでいます。

今年は、町内のモデル地区を選定し、生ごみの

水切り、具体的な減量化の施策に取り組み、その成果を全町に実践したいと考えています。

21世紀を目前にごみ対策は、日常の生活様式を転換して、ごみを資源の原料とすれば、全ての消費者が原料の生産者となって、資源の有効利用を具体的に目的を持ち促進される事と思います。

「混ぜればごみ、分ければ資源」をモットーに「ごみを出さない」、「ごみを減量する」、「ごみを再利用する」を基本に、わたしども次代への地球環境の保全に、努めるのが残り少ない今世紀の責務であります。

終わりに、貴協会の益々のご活躍を祈念いたしております。

表1

分類別 ごみ収集	「燃えるごみ」…生ごみ (町指定ごみ袋 週2回収集 透明1袋30円)
	「資源ごみ」
月1回収集	①ガラスびん (色による分別収集) 無色、茶色、その他 ②金属類 (スチール、アルミ缶) ③ペットボトル (飲料用、酒類用、しょ うゆ用) PTA、子供会等 集団収集
	④その他資源ごみ (古紙、飲料用紙パック、 古着、ダンボール)
	「燃えないごみ」…粗大ごみ等
	「出してはいけないごみ」…収集しない タイヤ、オートバイ、ガ スボンベ等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部 を改正する法律の概要

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課

I. 改正の趣旨

産業廃棄物の最終処分場の逼迫、不法投棄等の問題を踏まえ、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策等の総合的な対策を講ずる。

II. 改正の内容

1. 廃棄物の減量及び再生利用に関する事項

(1) 多量排出事業者の処理計画における減量の視点の明確化

都道府県知事は、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業者に対し、その事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するよう指示することができるものとすること。

(2) 廃棄物の再生利用に係る規制緩和

①再生利用の認定

厚生省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、当該再生利用の内容が生活環境の保全上の支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合していること等について厚生大臣の認定を受けることができるものとすること。

②廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の特例

①の認定を受けた者については、都道府県知事の許可を受けないで、当該認定に係る廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る廃棄物処理施設を設置することができるものとすること。ただし、廃棄物処理基準等の規定については、これを適用するものとすること。

2. 廃棄物処理施設の設置に関する事項

(1) 生活環境影響調査書の添付等

廃棄物処理施設の設置の許可の申請者は、当該施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画等をその申請書に記載するとともに、当該申請書に当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付するものとすること。

(2) 申請書等の告示・縦覧

都道府県知事は、政令で定める廃棄物処理施設について設置の許可の申請があった場合には、当該施設の設置の場所等を告示するとともに、申請書等を1月間公衆の縦覧に供するものとすること。

(3) 関係市町村の意見聴取等

都道府県知事は、(2)の告示をしたときは、生活環境の保全上の見地からの関係市町村長の意見を聽かなければならないものとするとともに、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了後2週間以内に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができるものとすること。

(4) 許可要件の追加

施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを許可の要件とすること。

(5) 専門的知識を有する者の意見聴取

都道府県知事は、(2)の政令で定める廃棄物処理施設の設置の許可をする場合においては、あらかじめ当該施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかについて、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聽かなければならないものとすること。

(6) 許可の取消等

都道府県知事は、施設の構造又は維持管理が技術上の基準又は申請書に記載された設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき、又は許可を受けた者が当該許可に付した条件に違反したときは、許可の取消等ができるものとすること。

(7) 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出

一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村の長は、届出書の作成に当たっては、その設置に利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与とともに、届出書にはその設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付するものとする。

3. 廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

(1) 維持管理義務

廃棄物処理施設の設置者は、技術上の基準とともに、申請書に記載された維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理をしなければならないものとすること。

(2) 施設の維持管理に関する記録の作成及び閲覧

2の(2)の政令で定める廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該施設等に備え置くとともに、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させるものとすること。

(3) 維持管理積立金

①維持管理積立金の積立て

特定最終処分場（厚生省令で定める最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者は、その埋立処分の終了後の維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了まで、毎年度、都道府県知事が厚生省令で定める基準に従って算定し通知する額の維持管理積立金を環境事業団に積み立てなければならないものとすること。

②維持管理積立金の取戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立処分の終了後維持管理を行う場合等は、維持管理積立金を取り戻すことができるものとすること。

③許可の取消等

都道府県知事は、特定最終処分場の設置者

が①の積立てをしていないときは、許可の取消等ができるものとすること。

(4) 最終処分場の廃止の確認

最終処分場の設置者は、あらかじめ当該最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止できるものとすること。

4. 廃棄物処理業者に関する事項

(1) 廃棄物処理業の欠格要件の追加

処理業の許可の欠格要件として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した者等を追加するとともに、欠格要件に係る法人の役員の範囲として、相談役、顧問等いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有していると認められる者を含むものとすること。

(2) 名義貸しの禁止

廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならないものとすること。

5. 産業廃棄物管理票制度に関する事項

(1) 産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大

①特別管理産業廃棄物管理票制度の適用範囲をすべての産業廃棄物に拡大すること。
②産業廃棄物管理票の交付者は、委託した産業廃棄物の運搬又は処分が終了したことを送付された管理票の写しにより確認するとともに、これを厚生省令で定める期間保存しなければならないものとすること。

(2) 電子情報処理組織の使用

①事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合において、産業廃棄物管理票に代えて、電子情報処理組織（情報処理センターの使用に係る電子計算機と、事業者、運搬受託者及び処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続したもの）を使用して、運搬受託者及び処分受託者からその運搬又は処分が終了した旨の報告を求めることができること等。

②厚生大臣は、①の報告等の業務を適正かつ確實に行なうことができると認められる民法第34条の法人を、全国を通じて1個に限り、情報

特集

処理センターとして指定することができるものとすること。

6. 罰則の強化に関する事項

産業廃棄物の投棄禁止違反等に対する罰則を強化するとともに、罰則の規定を整備すること。(別紙参照)

7. 生活環境の保全上の支障の除去等に関する事項

(1) 措置命令の対象の拡大等

①廃棄物処理基準に適合しない処分により生活環境の保全上の支障が生ずる場合等において、都道府県知事及び市町村長がその支障の除去等のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を命ずることができる者として、当該処分を行った者に管理票の交付をしなかった者等(以下措置命令の対象となる者を「処分者等」という。)を追加すること。

②措置命令を行う際には、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとすること。

(2) 生活環境の保全上の支障の除去等の措置

①都道府県知事及び市町村長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができるものとすること。この場合において、イに該当するときは、期限を定めて当該支障の除去等の措置を講すべき旨等を公告するものとすること。

ア (1)の命令を受けた処分者等が、期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。

イ 過失がなくて支障の除去等の措置を命すべき処分者等を確知することができないとき。

②都道府県知事及び市町村長は、①の措置を講じたときは、当該措置に要した費用について、当該処分者等に負担させができるものとすること。

(3) 産業廃棄物適正処理推進センター

①厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るために自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第34

条の法人を、全国を通じて1個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター(以下「適正処理推進センター」という。)として指定することができるものとすること。

②適正処理推進センターは、(2)の支障の除去等の措置を講ずる都道府県等に対する産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力等の業務を行うこと。

③適正処理推進センターに②の業務に関する基金を設けることとし、厚生大臣は基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとすること。

④都道府県知事は、(2)の支障の除去等の措置を講じようとするときは、適正処理推進センターに対し、当該措置の実施に協力を求めることができるものとすること。

8. 情報交換の促進等に関する事項

国は、都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとすること。

施行期日について

改正事項	
公布日から6月以内	業の許可要件の強化・名義貸しの禁止 再生利用に係る特例制度 多量排出事業者の処理計画に関する減量の視点の明確化 罰則の強化
公布日から1年以内	廃棄物処理施設の設置の許可 維持管理状況等の記録・閲覧 最終処分場の維持管理積立金制度 最終処分場の廃止の確認
公布日から1年6月以内	適正処理推進センターの指定、センターの協力等 生活環境保全上の支障の除去等の措置 情報処理センターの指定等(*) マニフェスト制度の適用範囲の拡大
マニフェスト制度の電子情報化(*部分を除く)	

別紙

罰 則 の 強 化

罰 則 の 内 容	現 行	改 正 案
1. 第25条 ①無許可営業 ②無許可変更 ③事業停止命令・措置命令違反 ④処理施設無許可設置 ⑤処理施設無許可変更 ⑥産業廃棄物の投棄禁止違反（新設） ⑦名義貸しの禁止違反（新設）	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科	3年以下の懲役 1,000万円以下の罰金 又はこの併科
2. 第26条 ①再委託禁止違反、委託基準違反 ②処理施設使用停止命令・改善命令違反 ③無許可輸入 ④輸入時の生活環境保全条件違反 ⑤特別管理産業廃棄物等の投棄禁止違反 →一般廃棄物の投棄禁止違反 ⑥受託禁止違反（新設）	1年以下の懲役 100万円以下の罰金	1年以下の懲役 300万円以下の罰金
3. 第26条の2 ○センター職員守秘義務違反（新設）	――――――	1年以下の懲役 50万円以下の罰金
4. 第27条 ①処理施設使用前受検義務違反 ②⑤以外の廃棄物の投棄禁止違反 (→ 1⑥、2⑤)	6月以下の懲役 50万円以下の罰金	6年以下の懲役 50万円以下の罰金
5. 第28条 ○輸出確認違反	50万円以下の罰金	50万円以下の罰金
6. 第29条 ①帳簿備付け保存等義務違反 ②処理業廃止等届出義務違反 ③処理責任者設置義務違反 ④報告違反 ⑤立入検査拒否妨害忌避 ⑥技術管理者設置義務違反 ⑦維持管理事項記録違反（新設） ⑧産業廃棄物管理票虚偽記載等（新設）	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
7. 第29条の2（新設） ○廃棄物処理センター又は情報処理センターの役職員による監督規定違反	――――――	30万円以下の罰金
7. 第30条 【法人等両罰規定】	法人等に対し、 第25条～第29条の各本 条の罰金刑	法人等に対し、 ・1⑥の場合、1億円 の罰金刑 ・1⑥以外の場合、第 25条～第29条の各本 条の罰金刑

「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」を制定

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課

近年、経済活動の進展に伴って、生活様式も多様化してきています。これに伴い、人々の意識やライフスタイルが変化し、大量生産、大量消費、さらには、大量廃棄が行われる結果、廃棄物の量は増え、また、多種・多様化するなど、廃棄物問題が大きな社会問題となっています。

廃棄物の処理については、最終処分場の残余量が逼迫しております、新たな最終処分場の確保も難しい状況となっています。

このため、県としては、快適で魅力ある生活環境を保全・創出するため、廃棄物対策五原則（安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結）に基づき廃棄物行政を推進してきているところです。

このような中で、廃棄物五原則に基づいた廃棄物の適正処理の推進を図り、ごみ・ゼロ社会の実現を目指し、リサイクル製品の利用推進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図ることを目的とした「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要

別表1

リサイクル製品認定対象品目

平成9年6月10日現在

品 目	製 品 区 分	品 目	製 品 区 分
1 古紙100%トイレットペーパー	トイレットペーパー	6 廃木材等を使用したボード	
2 廃木材再生品	エコ鉛筆 等	7 廃材を使用したタイル・ブロック	タイル、ブロック、インターロッキングブロック 等
3 廃プラスチック再生品	擬木、プランター、型枠 等	8 両伐材・小径材を使用した木製品	くい 等
4 再生パルプ使用印刷・OA用紙	印刷用紙、コピー用紙、コンピューター用紙 等	9 再生土木資材	再生碎石、再生加熱アスファルト混合物 等
5 再生パルプ使用一般事務用品	封筒、ノート、フォルダー、事務用ファイル、ポックスファイル、帳票類、パンフレット類 等	10 汚泥活用地盤安定剤	
		11 エコセメント	リサイクルセメント

別表2

廃棄物リサイクル製品認定基準

区分	認定基準等
安全性に配慮したもの	<p>ア 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料として使用していないこと。</p> <p>イ 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準（除 カドミウムの農用地における基準及び銅の基準）に適合していること。</p>
企画等	<p>J I S 規格のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S 規格 <p>J I S 規格のないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県建設工事標準仕様書（土木部） ・ 岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要項（土木部） ・ 建設材料・設備機材等品質性能評価基準（管財課） ・ インターロッキングブロック協会基準 <p>上記基準のないもの</p> <p>上記基準に準じていること。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品目ごとに別に定める率の廃棄物を原材料として使用していること。

※ 特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・ 廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・ 廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
- ・ 有害汚泥、P C B を含む廃油、P C B に汚染された廃プラスチック類、廃石綿等（特定有害産業廃棄物）等

※ 特別管理一般廃棄物

- ・ P C B を使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・ 血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物（感染性一般廃棄物）等

ISO14001について

岐阜県衛生環境部環境管理課

1. ISO14001の概要

○ ISO（国際標準化機構）とは

ISO（International Organization for Standardization）

国際標準化機構は、物質及びサービスの国際交換を容易にし、知的、科学的、技術的及び経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化及びその関連活動の発展促進を図ることを目的として、1947年に設立された全世界的な非政府間機関であるが、国際連合や関連機関および国連専門機関での諮問的地位をもっています。（本部：スイス・ジュネーブ）

ISOへの参加は、各国ごとに代表的標準化機関1機関だけが参加でき、日本では日本工業規格（JIS）の調査・審査を行っている日本工業標準調査会（JISC）が1952年に閣議決定を経て加入しています。

現在ISOへの参加国数は120カ国にのぼり、ISOで作成された国際規格は累積で10,745件です。（1996年度末現在）

ISOの組織は総会の下に18カ国の代表からなる理事会があり、その下に技術管理評議会、さらにその下の185の専門委員会で構成されています。

○ ISO14001とは

ISO14001とは、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施するシステム（環境マネジメントシステム）が継続的に改善される仕組みを構築するために要求される規格です。

具体的には、まず組織の最高経営層が環境方針を立て、その実現のために計画（Plan）し、それを実施及び運用（Do）し、その結果を点検及び是正（Check）し、もし不都合があったならそれを見直し（Action）、再度計画を立てるというシステム（PDCAサイクル）を構築し、このシステムを継続的に動かすことで、環境負荷の低減や事故の未然防止が行われます。（右図参照）

この規格は、組織が規格に適合した環境マネジメントシステムを構築していることを自己適合宣言するため、又は第三者機関の認証（審査登録）取得のために用いられます。（審査登録制度）

企業がこの規格に基づきシステムを構築し、認証を取得することは、企業自らが環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示す有効な手段となります。

PDCAサイクル



○国内のISO14001への対応

ISO14001は1996年9月1日にISO中央事務局から発行されました。このため、我が国としてもこれら国際規格と整合のとれた日本工業規格（JIS）を、10月20日付けて制定しました。

JIS規格での名称は、「JIS Q4001 環境マネジメントシステム仕様及び利用の手引」です。

また、1997年5月現在、認定機関である財日本適合性認定協会（JAB）から審査登録機関として6団体が認定されており、7団体が申請中です。

○県内のISO14001への対応

岐阜県内では1997年5月現在、3社においてISO14001の認証を取得しています。（全国では286社）

県としては、現在ISO14000シリーズの説明会の随時開催、環境情報誌による普及啓発、また、国及び認証取得企業等からの情報収集などにより認証取得の促進を図っていきます。

2. ISO14001の認証取得

○はじめに

ISO14001の認証取得には、その精神を企業の経営層が受け入れ、実践することが重要になります。この精神とは、「事業者が自主的に環境への配慮を実施し、その内容を常に把握しつつ、さらなる改善をしていく」というものです。

(継続的改善)

○環境マネジメントシステムの構築

① Plan (環境方針、計画)

基本戦略: サイトの設定（物理的な境界が明確であり、人・物・金・情報の決定権をもち、投入量・排出量・廃棄物量を把握しコントロール可能な単位）

予備調査: 組織の環境影響評価（自分の組織が環境にどのような影響を与えており、また、どの部分の影響が特に大きいのか把握する）

基本構想: 把握した状況から環境方針を定め、

各要素ごとに環境方針達成に必要な目的・目標を定める。

行動計画: 実施体制の確立、責任の明確化

② Do (実施及び運用)

実行: 環境目的の手段としてあげられた方法を効率よく実施していく。

手続策定: 情報システムの構築(電算化)規定、マニュアルの策定

③ Check (点検及び是正措置)

点検: 計画実行後の環境について調査、測定等を行い、状況を点検する。

監視測定

是正措置: 不都合は正、予防措置

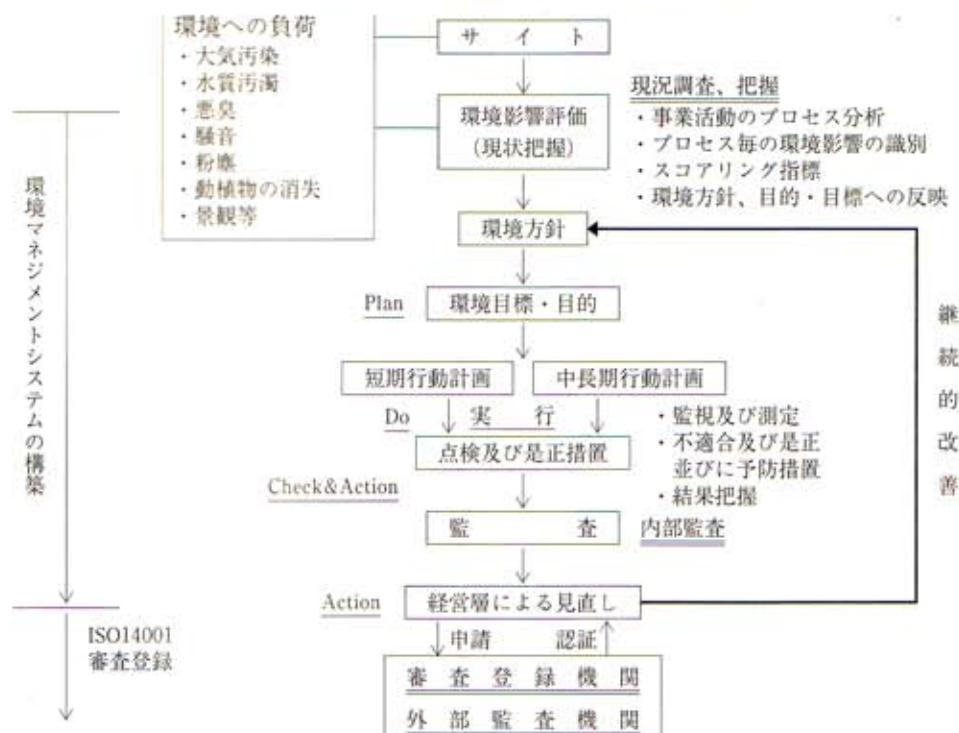
内部監査

④ Action (経営層による見直し)

検討: 把握した状況から、更に環境を改善するために必要な方法等を経営層により検討し、継続的改善を図るために環境方針、環境目的、手段等を見直す。

自主規制基準の見直し

ISO14001承認までのフロー(例)



第1回広報編集委員会開催

(5月16日(金)午後10時30分から開催)

- 「ぎふ保全協会報」32号の編集方針について
- 「協会要覧'97」の編集方針について

第1回理事会を開催

5月26日(月)午後5時から「岐阜市薮田めしや会議室」において平成9年度第1回理事会が開催されました。

この理事会では、第16回通常総会に提案する平成8年度の事業報告と一般会計、産業廃棄物対策基金特別会計の決算報告の審議と定款の一部改正



第1回理事会（岐阜市薮田会館）

案、基金の「財地球環境村ぎふ」への移管、会費規程の一部改正、及び定款改正に伴う平成9年度の事業計画の変更と補正予算が主な議題で、今後は協会の運営に当たり重要な議案が長時間にわたり審議され、提案された議案は下記のとおりで、いずれも全員一致で原案どおり承認され、次回第16回通常総会に提案することに決定されました。

- 第1号議案 平成8年度事業報告について
- 第2号議案 平成8年度一般会計決算について
- 第3号議案 平成8年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算について
- 第4号議案 (社)岐阜県環境保全協会定款の一部改正について
- 第5号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金の移管について

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 第6号議案 | 社岐阜県環境保全協会会費規程の一部改正について |
| 第7号議案 | 平成9年度事業計画の変更について |
| 第8号議案 | 平成9年度一般会計補正予算について |
| 第9号議案 | 平成9年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計補正予算について |
| 第10号議案 | 第16回通常総会の開催について |
| 第11号議案 | 新規加入会員の承認について |
| 第12号議案 | 常勤役員に対する退職手当の支給について |
| 協議事項 | 役員の改選方法について |

各委員会開催

本協会各委員の任期満了にともない、新委員が第2回理事会において選任され、平成9年度新委員による第1回の会議が7月7日から7月8日にかけて相次いで開催されました。これら会議では、各委員会ごとの委員長、副委員長の互選を行いました。また、平成9年度事業執行方針について、第16回通常総会において定款変更に伴う新組織とともに事業計画も変更したことについて次のような当面の事業が協議、決定されました。

△総務委員会（7月8日午前10時30分から開催）

- 委員長副委員長の選任を行い、委員長に清水道雄、副委員長に鈴村兼利、同三浦茂委員を選任。
- 協会事業執行方針について
 - 組織強化・活性化事業として、正会員・賛助会員の加入促進をはかる。
 - 廃掃法の改正に伴い説明会を開催する。

△研修指導委員会（7月8日午後1時30分から開催）

- 委員長副委員長の選任を行い、委員長に水谷重雄、副委員長に白井清三委員を選任。
- 厚生大臣認定各種講習会開催事業について
 - 新規許可講習会
 - 収集・運搬課程（平成9年8月27日(水)～28日(木)）

- (2) 更新許可講習会
 - ・収集・運搬課程 (平成9年8月29日(金))
- (3) 特管物更新許可講習会
 - ・収集運搬課程・処分課程 (平成9年9月17日(木)～18日(木))
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
 - (平成9年9月19日(金))

3 一般研修については細かく実施し、参加しやすいよう配慮する。

△広報編集委員会 (7月7日午後1時30分から開催)

- 1 委員長副委員長の選任を行い、委員長に山村けい、副委員長に野村清晴委員を選任。
- 2 「ぎふ保全協会報」の発行について次のとおり確認。
 - (1) 従来通り年4回発行。
 - (2) 「協会要覧'97(増刊号)」を発行。内容についても、県・市の全許可業者の名簿を掲載する。

△適正処理委員会 (7月7日午後10時30分から開催)

- 1 委員長副委員長の選任を行い、委員長に田中一郎、副委員長に市川治徳、同石丸雄治委員を選任。
- 2 リサイクル関係者による研究会を設け問題点を把握する。
- 3 廃棄物、有機汚泥の処理について、廃プラスチック、汚泥、建設廃材等別に研究会を設ける。

全産廃連会長の表彰

さる6月19日ホテルニューオータニにおいて(社)全国産業廃棄物連合会の第13回通常総会が開催され、その席上、産業廃棄物処理業務功労者に対する平成9年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行なわれ、本協会関係者からは、地方功労者表彰3名、地方優良事業所表彰3社、優良従事者表彰1名が表彰の栄に浴されました。栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○地方功労者表彰

- | | |
|----------|-------------|
| 奥田重機 | 奥田 哲雄 |
| 各務原清掃(株) | 代表取締役 箕浦 貞代 |

(南池田環境保全センター 代表取締役 若山三代子)

○地方優良事業所表彰

満大産業(株)、(株)日吉クレーン工業、(株)丸大興業

○優良従事者表彰

日本ウエストン(株) 常務取締役 上田 豊郷

(以上紹介は本協会本県関係者・事業所)



奥田 哲雄
(奥田重機)



箕浦 貞代
(各務原清掃)



若山三代子
(池田環境保全センター)



坂 光子
(満大産業)



瀬川勝正
(日吉クレーン工業)



大村辰男
(丸大興業)



上田 豊郷
(日本ウエストン)

(写真のお名前はいずれも
敬称略)

いんだすと (INDUST) (社)全国産業廃棄物連合会発行 8月号から正会員購読

かねてより、会員各位からご要望のありました産廃処理の総合専門誌「いんだすと (INDUST)」の講読について、第16回通常総会で新しい事業として承認を得ましたので、来たる8月号から正会員に発行元よりお届けしますのでご愛読下さい。

トピックス

県環境づくり県民会議 推進大会開催



6月5日岐阜市の県民文化ホール未来開館で「県環境づくり県民会議推進大会」が開かれ、リサイクルシステムをテーマに基調講演やパネルディスカッションが行われました。同県民会議は県や各市町村、県内の事業者団体、各種県民団体が一体となって環境保全に取り組むための推進母体でこの日の推進会議では、本年度の活動方針を決めた後、金蘭短期大学の吉村哲彦教授が「環境と共生のリサイクルシステム」をテーマに基調講演を行いました。続いて、同教授をコーディネーターに「地域から広がるリサイクルの輪」と題し

てパネルディスカッションが行われました。

情報誌「地球環境村ぎふ」

財團法人地球環境村ぎふは、産業廃棄物の処理・リサイクルのモデルとなる「地球環境村」の整備、さらには廃棄物の減量化・リサイクルの研究及び普及啓発を主要な柱として事業を推進しており、このほど、当該活動の一環として知事対談、溶融技術、県内リサイクル企業紹介等を掲載した情報誌「地球環境村ぎふ」を作成。



情報誌の希望、連絡先は（〒500 岐阜市司町1岐阜総合庁舎内 財團法人 地球環境村ぎふ TEL 058-264-1111（内線886）情報誌担当 田宮、浅野、道木）へ。

新入会員の紹介

5月26日開催の平成9年度第1回理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分	
共栄産業 ☎0585-22-4400	下里順一	〒501-06 揖斐郡揖斐川町極楽寺196	収集運搬	
協和物流(株) ☎0573-26-5518	代表取締役会長 高木重年	〒509-72 恵那市東野2200-2	収集運搬	

6月20日開催の平成9年度第2回理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分	
丸二小林建材(株) ☎0584-89-3756	代表取締役 小林秀巳	〒503 大垣市難波野町932-2	収集運搬	

〔参考〕

会員状況（6月20日現在）

正会員	賛助会員	特別会員	計
180名	46名	2名	228名

本号は、予定より1月遅れの発行となりました。6月20日開催の第16回通常総会も6月には珍しい大型で強い台風7号の東海地方襲来と重なり、会員の皆様の総会出席が危ぶまれました。それは定款の一部改正という特別議決を要する重要な議案をご審議して頂くのに必要な定足数の確保が出来るのかと大変心配しましたが、幸運にも台風もたいした事もなく、無事総会を終えました。本号には多くの議決事項等をご紹介することが出来ました。

最近、私は時代の移り変わりを強く感ずるのでございますが、こうした感じは私だけでございましょうか。例えば、「自然を大切にしよう」という意見に対し反対の人は誰もいないと思います。では「自然を探るか、人間を探るか」と言われ「自然を探る」と答えられる人は果たしているでありますか。即ち人間の存在まで否定することは出来ないと思います。なぜなら人の命は地球より重いと言われているからであります。ところが、人間が存在することで産み出される産業廃棄物や生活ゴミの処理がどうしてこのように大きく社会問題化するのでございましょうか。しかも、岐阜県では日本中から注目されている御嵩町の産業廃棄物処理場建設問題が起こり、単に御嵩町民の方々のみならず、私ども岐阜県に住む県民が、極

論すれば「自然を探るか、人間を探るか」という歴史的な命題に回答を出さなければならない状況を迎えております。確かに減量対策やりサイクル化によって廃棄物を減らすことは急務であります。現実の問題として、今、洪水のように排出される産業廃棄物や生活ゴミをどうしたら処理出来るでしょうか。

自然と人間が共存出来る知恵を早急にして、かつ、実行しなければこれからの安定した生活は決して望めないと私は思います。

新生「産業環境保全協会」はこの課題に積極的に取り組み、一業界の営利事業としてではなく、社会問題の解決という観点から最善の回答をださなければなりません。

梅雨も上がりいよいよ夏の到来です。蝉の声とともに子供たちの楽しそうな声を聞きながら、お陰様で皆様のご努力、ご協力によりこの会報も32号を数えることになりました。本号は、名称を変え、組織を改め、新発足する当協会に取りまして創刊号のようでもあります。これからも会員、ご関係の方々への情報提供の機関誌として皆様方のお役に立ちますよう編集子一同頑張ってゆきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和 野々村 清 中尾 勝
加藤 宏 大藤 正幸

■広告掲載社名

中部キャタピラー三菱建機販売㈱／コマツ岐阜㈱

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

平成 9 年 7 月 25 日発行

第 32 号

編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 小瀬 洋喜

〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

印刷 共和印刷株式会社